（様式３-７．認証申請書C（現場発泡ウレタン施工事業者））

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２０２２年６月１日制定

優良断熱材認証申請書

認証区分C（現場発泡ウレタン施工事業者）

一般社団法人　日本建材・住宅設備産業協会

会長殿２０２　年　　月　　日

申請代表者氏名（法人名及び代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

申請者住所（法人にあっては所在地）

事務上の連絡先（住所または所在地・電話・ＦＡＸ・メールアドレス・所属・担当者氏名）

貴協会の優良断熱材認証制度「製品審査要綱」の規定に基づき、以下の断熱材について申請書と添付資料により認証を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請書 | 添付資料 | 書類審査内容 | | 初回審査 | 更新審査 |
| 様式１．申請書（全認証区分共通） | ・会社案内等  ・会社法人登記、登記事項証明書  ・熱絶縁工事業登録証（写）または1級、2級建築施工管理技士証（写）  ・熱絶縁技能士登録証（写）  ・JIS品質管理責任者セミナーあるいは（一社）日本ウレタン断熱協会（以下「ウレ断協」）主催品質管理責任者講習修了証（写）  ・外注施工事業者のリスト、外注管理項目資料及び作業報告書各社1通以上 | ①会社の確認 | ・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 | ○  必要 | ×  不要 |
| ②申請事業区分の確認 | ・登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事 | ○ | × |
| ③品質管理体制 | ・熱絶縁工事業登録または建築施工管理技士証が維持されている事  ・熱絶縁技能士登録が維持されている事  ・品質管理責任者講習を修了している事 | ○ | ○ |
| ④外注管理 | ・外注施工事業者リストには社名、住所、連絡先および熱絶縁技能士名が記載されている事  ・外注管理項目資料は、管理項目として  a.作業範囲  b.使用原液（JIS種類、メーカー名）  c.原液使用標準  d.設計厚さ  e.設計密度  f.サンプル作製必要の有無  が記載されており、外注施工事業者が作業後の結果を施工事業者に報告し、施工事業者が確認の上承認する様式である事  ・各社の作業報告書で管理項目d、e.を満たしていることを確認の事 | ○ | ○ |
| ・申請対象の原液商品名、品名、グレード名のリスト  ・リスト中の全ての製品の原液使用標準受領書（控） | ⑤製品を販売していることの確認 | ・リスト記載製品が全て原液事前審査に合格している事  ・リスト記載製品全ての原液使用標準受領書（控）がある事 | ○ | ○ |
|  | ⑥製品区分 | ・申請対象製品の商流（発注元、販売先等）が分かること | ○ | × |
|  | ⑦認証区分、品目と製品名 | ・実施規定３．（１）に即した記載と内容であること | ○ | ○ |
| ・当該認証区分申請の理由説明書 | ⑧区分Ｃ（現場発泡ウレタン施工事業者）とした理由 | ・過去３年間の施工実績等、客観的事実に基づき説明されていること | ○ | × |
| ・ホルムアルデヒド放散等級F４☆およびノンフロンであることの説明資料 | ⑨健康安全性及び環境への配慮 | ・使用する原液を優良断熱材認証品に限定しているので不要 | × | × |
| ・表示値の説明資料  ・使用原液の優良断熱材認証書（写） | ⑩申請対象製品に表示する性能表示マークの内容 | ・下記厚さデータと熱伝導率データから  ｔ（表示厚さ）は設計厚さ  λ（表示熱伝導率）はJIS規格値  とすることが担保できている事 | ○ | ○ |
| ・ウレ断協規定の現場で記録された厚さ管理データ（６現場以上） | ・厚さデータが全て製品性能表示値（設計厚み）を満たしている事 | ○ | ○ |
| ・異なる現場サンプルで測定された「製品性能値」（３年以内のデータで、指定試験機関によるもの1通以上と自社および利害関係者あるいはＥＩ原液メーカーによるもの4通以上）  ・自社あるいは利害関係者の測定装置の校正記録 | ・「製品性能値」（熱伝導率）が全て該当する品種の製品性能表示値（原液JIS規格値）を満たしている事  ・試験装置校正記録が３年以内である事 | ○ | ○ |
| 様式３-７．申請書 | ・ウレタン断協「品質基準」に準拠した管理項目および管理方法の説明資料 | ⑨品質管理体制の確認 | ・必要な項目が記載されていること  ・現場で作製された試験体（以下「現場サンプル」）の熱伝導率測定を定期的に実施することが規定されていること | ○ | ○ |
| 指定試験機関による事業所審査報告書 | ⑩品質管理の確認 | ・現場毎に施工記録が保存されており記載漏れがないこと  ・定期的に現場サンプルの検査が実施されており、記録が保存されていること | ○ | ○ |
| 指定試験機関による製品性能試験成績書 | ⑪性能値の確認 | ・試験は現場施工後７日以上経過したサンプル１品種を対象とする  ・試験結果が製品性能表示値を満たしている事 | ○ | ○ |